

## 修正保存版

大阪府立中津小学校長

# 非常変災時の措置について

## 中津小学校が「臨時休業」となる基準

- ア 大阪府に「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」のいずれかが発令された場合。
- イ 北区内のいずれかの地域において、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。 なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪府（大阪府長）が発令する避難情報に基づき、判断します。
- ウ 大阪府内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

※ア～ウに関わらず、登校時の安全が確保できない事態が発生したり、教育施設の被害など教育活動の実施が困難となる事態が発生した場合は、「臨時休業」とすることがあります。

### (1) 午前7時までに「臨時休業措置」とした場合

- ・ミマモルメ、学校HPでお知らせします。
- ・児童の安全のため、登校させないでください。

### (2) 午前7時を過ぎて始業時刻（8時30分）までに「臨時休業措置」とした場合

- ・ミマモルメ、学校HPでお知らせします。
- ・まだ自宅近くにお子様がいる場合は、安全のため登校させないでください。
- ・登校途中の場合はそのまま登校させていただいて結構です。後ほど学校まで引き取りにお越しください。

- (3) 「臨時休業措置」にもかかわらず、登校した児童がいる場合
- ・直接引き渡しを行います。ご家庭に連絡をいたしますので、学校まで引き取りにお越しください。

### (4) 始業時刻（8時30分）以降に「臨時休業」となる基準に該当する災害等が発生した場合

- ・通学路等の安全の確認を行った上で、下校時刻を判断します。
  - ・下校の方法は、
    - ①保護者への直接引き渡し
    - ②教職員引率のもとで集合場所までの集団下校のいずれかとなります。
  - ・ミマモルメ、学校HPで、下校時刻と下校の方法をお知らせします。
  - ・お子様を引き取りに来られる時刻が遅くなる場合や、下校時刻に在宅されていない場合は、必ず学校までご連絡ください。
- ※通学路の安全が確認できない場合（「警戒レベル3（高齢者避難）」、または「警戒レベル4（全員避難）」の対象区域になっている場合を含む）には、安全が確認されるまで、教育活動、学校給食その他の必要な措置を講じつつ、学校にてお子様を保護します。

### (5) 下校中に「臨時休業」となる基準に該当する災害等が発生した場合

- ・ミマモルメの開封確認機能で児童の安全確認をします。ミマモルメで確認が取れないご家庭には、お電話で安全確認をします。

※メールをご覧になった場合は、ミマモルメの開封確認を必ずクリックしてください。

中津小学校 06-6371-2047

非常変災時等の措置については、まずミマモルメでお知らせをいたします。まだ登録がお済でない方は、迅速な連絡のためにぜひ登録していただきますようお願いいたします。登録方法の用紙が必要な場合は、学級担任までご連絡ください。